

文部時報

第五百五十三號

目次

卷頭 (格言四則).....一

帝都教育振興會に於ける訓示.....文部大臣 平生釵三郎.....二

新訂高等小學唱歌編纂趣旨.....圖書監修官 各務 虎雄.....九

私立學校經營の問題.....文部事務官 清水 芳一.....一九

史蹟として指定された石器時代遺蹟.....文部事務官 史蹟調査場 上田 三平.....二四

第六十九回 帝國議會 貴衆兩本會議に於ける文部省關係事項一覽.....文部大臣官房文書課.....三七

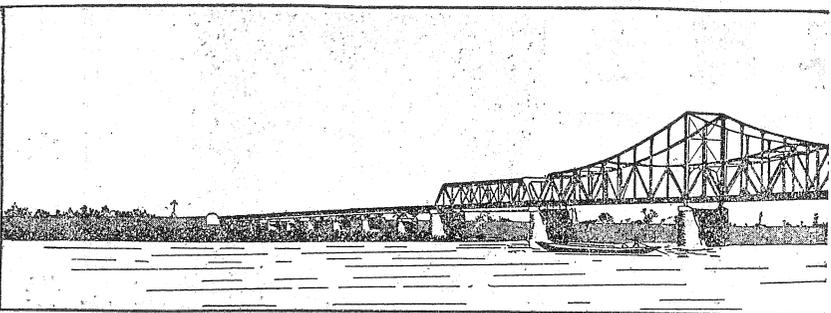
復命書

文部省視學委員復命書抄.....文部省視學委員東京音樂學校講師 梁 田 貞.....四四

音樂

農山漁村に於ける學校の實際

農村に於ける我が校施設經營の一端.....奈良縣生駒郡平城尋常高等小學校 實業青年學校長 清 水 源 内.....四八



省令.....文部省令第五號(小學校令施行規則中改正)・同第六號(中學校令施行規則中改正)・同第七號(高等女學校令施行規則中改正)・同第八號(師範學校規程中改正)・同第九號(傳染病研究所痘苗血清等販賣規程中改正)・同第十號(鹿兒島高等農林學校規程中改正).....五六

訓令.....文部省訓令第十七號(地方測候所職員定員別表中改正)・同第十八號(學校體操教授要目改正)・同第十九號(地方學校營繕職員定員中改正)・同第二十號(學校給食臨時施設方法中改正).....六六

告示.....文部省告示第二百四十號(浪華商業學校位置變更認可)・同第二百四十一號(國寶所有者變更)・同第二百四十二號(靜岡縣稻取實業學校設置認可)・同第二百四十三號(朝日新聞社主催中等學校野球大會公認)・同第二百四十四號(佳木斯尋常高等小學校恩給法指定)・同第二百四十五號(橫道河子尋常高等小學校同上)・同第二百四十六號(上海居留民國立日本實業青年學校同上)・同第二百四十七號(北海道協立自働車學校廢止認可)・同第二百四十八號(東京保善商業學校第二種商業夜學科廢止認可).....八一

通牒.....學事年報中青年學校指導員ニ關スル件.....八二

敘任及辭令(自昭和十一年六月一日至同六月十日公表ノ分等).....八一

彙報.....東京工業大學講師囑託——第六十四回師範學校中學校高等女學校教員檢定豫備試驗問題——檢定教科用圖書——歌曲採用認可——圖書推薦——活動寫真フィルム頒布——推薦映畫——活動寫真フィルム認定——眞宗本願寺派法度教區會規則等改正——歸朝——轉任——退職.....一〇二

文教問答

公告.....教員推薦公告.....一一〇

史蹟として指定された石器時代遺蹟

文部省史蹟調査囑託 上 田 三 平

一般に史蹟と云へば、歴史上の遺蹟を指すのであるが、現今政府に於て行つて居る史蹟保存の事業に於ては、それよりも範圍は餘程廣く「過去人類の活動の跡で、不動的有形物」は、すべて史蹟として認めらるることとなつて居るのである。随つて從來の舊蹟又は古蹟と稱するものより以上に各般の項目を含むわけであるが、その内でも古墳と石器時代遺蹟とは普通の史蹟の觀念より特に著しい懸隔あるものやうに思はれて居るのである。それはその筈で、江戸時代の地誌類や名所圖會等には、今日の如き意味に於ける古墳や石器時代遺蹟は、掲げられて居ない。又今日の中等學校以下の教科書等にも此等の項目は見えないやうである。古墳のことは別の機會に譲ることとし、表題の石器時代遺蹟に就て云へば、之は全く明治時代以後、學術の進

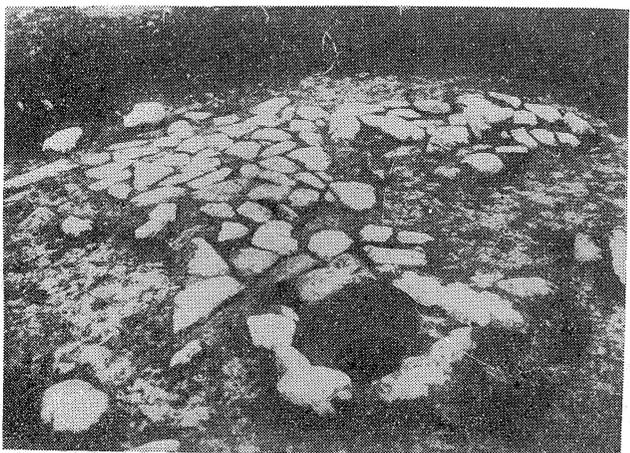
歩に依つて其の性質は漸次精緻の度を加へつつあるので、其の研究の初期に於ては、専ら發掘、採集を主として行つたものであるが、政府に於て此等の遺蹟を積極的に指定保存するやうになつたのは大正十年(富山縣朝日貝塚指定)以後のことである。それ故に今日に於ても未だ一般に史蹟としての意義は徹底せず随つて保存の趣旨も十分理解されない傾向があるのである。史蹟は學術上、史學又は歴史地理學に於て研究されるものを云ふ場合には世間の通念と略合致するのであるが石器時代の遺蹟遺物を研究する學問は、人類學及び考古學で、其の目標は、遺蹟の形態、構造、排列、遺物の包含状態、伴出遺物個々の研究並に相互關係、分布地域の状態等を綜合し、其の結果として民族の性状、棲息時代の文化を究明せんとするにあるのである。即ち一般史蹟の考と稍異なる點は有史以前の人類の活動の跡である爲に何等の文獻をも有せず随つて其の時代とか活動した民族と

かが歴史時代の如く判明しないといふ點にあると思はれる。

凡そ自國の理解と云ふことは如何なる國民にも痛感せらるるものである。我が國に於ては、建國の體

制竝に現代の理解等重要事は多々あるが、我が國土内に明確な遺蹟遺物を残した先史時代の人類(有史以前の民族)の事も看過することは出来ない。今日各地の郷土に於て觀察し得る先史時代人類の最古營造の跡としての石器時代遺蹟、及び彼等の人工製作の結果としての各種の遺物は、國土の悠遠なる姿を如實に語り、原始的住民の生活様式を眼前に示すものである。之れやがて我が國開關の序史を現實に彷彿たらしむるものであるから、之を研究調査し、史蹟として保存することの重要性は何人も首肯せざるを得ないであらうと思はれる。

二



船田石器時代居住址

されて居る石器時代遺蹟は二十五箇所に達して居る。其の内に北海道のチャシ三ヶ所、堅穴群一ヶ所を含んで居るが此等は内地の遺蹟とは別に考究すべきものと認められるから今は省略する。此等の遺蹟指定の事由は、決定當時(大正九年二月十六日)官報に掲げられた保存要目史蹟之部第九に據るので、即ち「貝塚、遺物包含地、其ノ他人類學考古學上ニ重要ナル遺蹟」である爲である。

全國に存在する此種の遺蹟は極めて多い。日本石器時代遺物發見地名表(人類學教室編)によると全國に於ける貝塚の總數は約六百箇所に達して居る。遺物包含地なども相等の數に上つて居る。然し此の數は嚴密な意味では更に検討の必要あるものであるが、その多くは既に發掘されて、今は單に其の痕跡を留むるに過ぎないものが多數あるのである。それ故

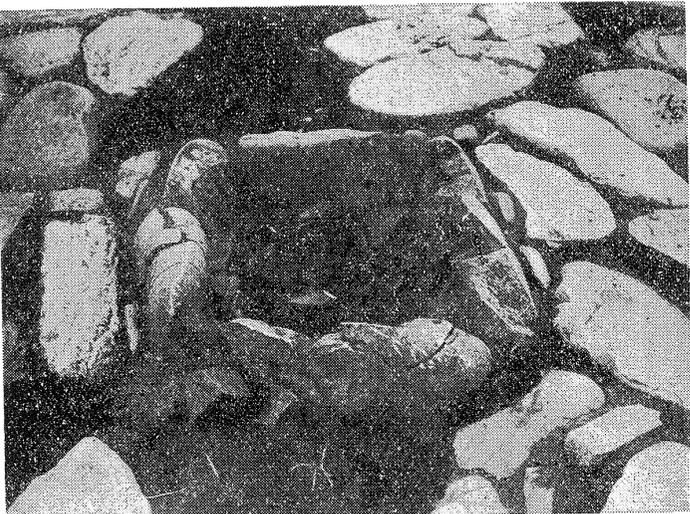
現今、史蹟名勝天然紀念物保存法第一條第一項に依つて指定

史蹟として指定された石器時代遺蹟

に目下史蹟として指定されて居るものは前述の通りの少數であるが今後、調査の進むにつれて、其の數は漸次増加するであら

近時、地方に於て行はれる土木工事、整地事業等に依つて地

形の變更さるる場合が多く、其の機会に發掘に依つて遺蹟たることが判明し、調査の結果、種々の重要な要素を具備するものと認められた遺蹟は、事情の許す限り之を保存することが肝要なので、現在指定された石器時代遺蹟の内にも此種の例がある。實際に於て、石器時代遺蹟の學術的調査の必要が未だ一般に徹底しない今日に於て、之を敢行することは頗る難事、一箇所調査に於ても相當の日數と相當の經費とを要するのである。此の場合に地方の土木工事施行の際等に於て、之と協力して學術上の調査を行ふことは最もよく行はれ易いのである。然し重要な遺蹟はかかる偶然的の機會を俟たず地方廳の史蹟調査に於て之を行つたもの、又は他の學術團體等の發掘研究の際に史蹟保存の目的

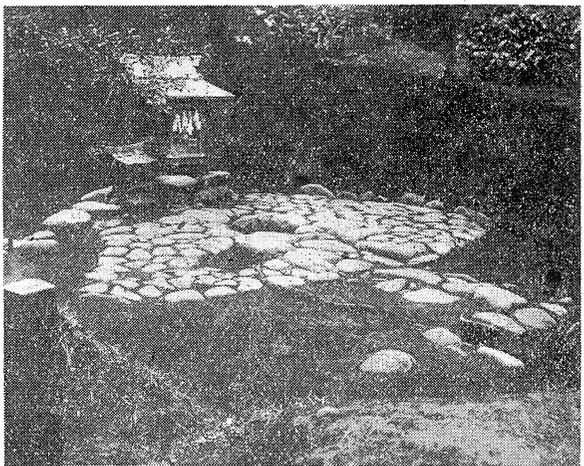


西秋留清水石器時代居住群の土爐

をも顧慮されたものは調査の上、指定保存されて居るのである。

かくして既に指定せられた石器時代遺蹟(北海道の分を除く)を分類すると住居跡十一ヶ所、貝塚八ヶ所、遺物包含地二ヶ所となるが、住居跡の稍多し理由は、從來文獻傳説等に依つて想像的に我が原始住民の居住形式を説いて居つたものが大正の末年頃から、北陸、關東等に於て發見された地下の住居跡に依つて現實的のものとなり、明確に具體的に其の姿を現し來り、其の大きさ其の構築の種々相、及び其處に發見された人骨や、食料の殘物や石器石器等に依つて、大正以前には知ることの出來なかつた原始住民の生活狀態を觀察し得るに至つたのである。即ち石器時代の住居跡は、人類學上考古學上最近の發見に係り、然かも有史以前(史前)の人類の活動狀態を徵

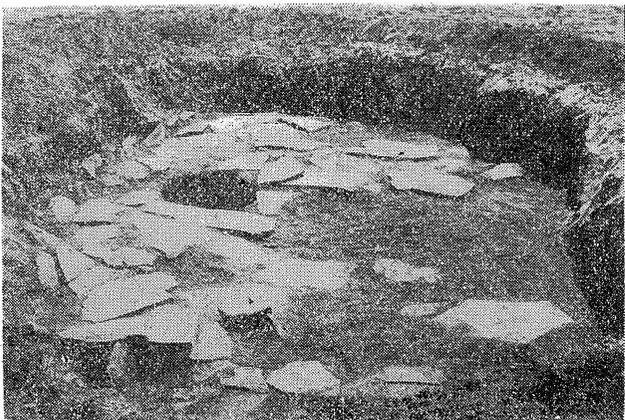
すべき好適の史蹟として保存の必要を認められたからである。貝塚は、最も早く學術上の研究對象として知られた爲めに各地に大小の發掘が盛に行はれ、又其の徴候は地表に露はれて居るので早くより注目されてゐるが、之が遺物包含地と關連せる場合は多く、其の範圍を決定することが極めて困難である。



寸澤嵐石器時代遺蹟(居住跡)

若し之を發掘せば、其の原始的な堆積狀態並に其の内部の遺物包含狀態は破壊されてしまふわけだし、發掘しなければ一向に如何なる遺物が存するか又其の内に住居

跡又は墳墓等の如きものを包んで居るかどうかも明かでなく學術上の價値判斷が出來ないわけである。それ故にかゝる種類の遺蹟は最初から成案を以て臨み一半を發掘調査し一半を原始的狀態の儘に存し其の兩者を合せて保存地となし發掘研究せられたる一半に對しては報告書を作製公表して之を以て保存地の説明を代表せしむる方法を採ることが考へられて居る。



伊勢原八幡臺石器時代居住跡

遺物包含地も亦土木工事耕地開墾等に依つて發見される場合があるが之が調査も貝塚と略同様の用意を必要とする。遺物包

含地の内には處女的なものもあるが第二次以上の擾亂されたものもあつて之が認定も亦頗る困難である。既に指定された鹿児島縣下の指宿の遺跡の如きは火山灰下にあつて東京府下の大島に存するもの同様著名な處女的遺物包含地である。貝塚、遺物包含地共に漸次調査の進むに隨ひ指定数は増加するであらう。既に指定された石器時代遺蹟を左表に示す。

住居	所在地	指定年月
△府縣市町村別指定石器時代遺蹟表		
高ヶ坂石器時代遺蹟	東京府南多摩郡南村	大正十五年二月
船田石器時代遺蹟	同府同郡横山村	昭和三年一月
西秋留清水石器時代住居跡群	東京府西多摩郡西秋留村	昭和八年四月
寸澤嵐石器時代遺蹟	神奈川縣津久井郡内郷村	昭和五月十一月
川尻石器時代遺蹟	同縣同郡川尻村	昭和六年七月
伊勢原八幡臺石器時代住居跡	同縣中郡伊勢原町	昭和九年十二月
瀧澤石器時代遺蹟	群馬縣勢多郡横野村	昭和二年四月
成立石器時代住居跡	長野縣小縣郡滋野村	昭和八年二月
寺ノ浦石器時代住居跡	同縣同郡同村	同年同月
大境洞窟住居跡	富山縣水見郡宇波村	大正十一年三月
龍河洞	高知縣香美郡佐古村	昭和九年十二月

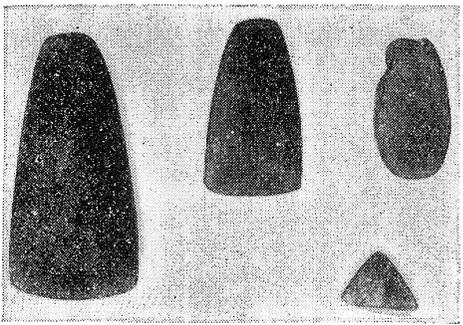
貝塚 所在地 指定年月

良文村貝塚	千葉縣香取郡良文村	昭和五年二月
新地貝塚附手長明神社	福島縣相馬郡新地村	昭和五年二月
下船渡貝塚	岩手縣氣仙郡大船渡町	昭和九年一月
蛸ノ浦貝塚	同縣同郡赤崎村	同年同月
中澤濱貝塚	同縣同郡廣田村	同年同月
朝日貝塚	富山縣水見郡水見町	大正十一年三月
鳴神貝塚	和歌山市鳴神町	昭和六年七月
佐太貝塚	島根縣八束郡佐太村	昭和八年四月
講武貝塚	講武村	指定年月
遺物包含地	所在地	指定年月
函石濱遺物包含地	京都府熊野郡湊村	大正十年三月
指宿橋牟禮川遺物包含地	鹿児島縣揖宿郡指宿村	大正十三年十二月
右の外、同保存法第一條第二項に依つて府縣知事に於て假に指定した石器時代遺蹟は次の通りである。高麗村石器時代住居跡(埼玉縣)。藤岡貝塚(栃木縣)。水上石器時代住居跡(群馬縣)。是川石器時代遺蹟(青森縣)。關谷洞窟(岩手縣下の洞窟住居跡)。舟久保洞窟(同上)。飯結堅穴群(秋田縣)。		

三

指定された各地の石器時代遺蹟の内の住居跡を畧解する前置

として住居跡の一般的な形態と構造とを簡単に述べることとする。日本に於ける最古の住民の住居様式は主として文献に據り穴居であると云ふ説が早くより行はれ、之を稍具體的に示す堅穴住居の形式が北海道又は東北地方の遺跡に依つて喧傳されて來たが、近年、ローム層(赤土層)等を適當の大きさ(直径約十六、



成立石器時代住居土出遺物

七尺)を以て約二、三尺位の深さに掘り凹めた堅穴に爐趾、掘立式の柱穴、環溝等の構造を示すものが發見され、堅穴住居跡の存在は極めて明瞭となつた。之と同時に自然洞窟内の住居跡が續々と發見され、古い時代から相當時代に降る頃まで此種の自然洞窟を住居として利用して居つた形跡は明瞭となり、洞窟住居跡も

確定的となつた。更に、河岸臺地等の表面に礫石を敷きつめて牀を形成した所謂石敷住居跡(礫牀住居跡)が續々發見され、又別に礫牀なく土牀のみのものもあり何れも爐趾を有し、礫牀住

史蹟として指定された石器時代遺蹟

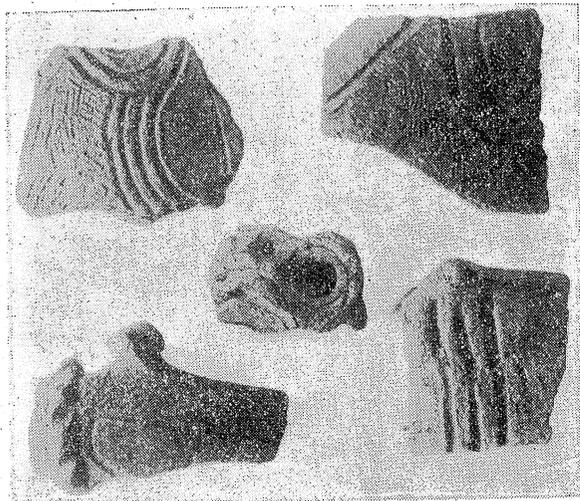
居跡には貯藏所と認められる石圍があり周縁には扁平な礫石を立て並べて牀の限界を示す等の構造があり其の大きさは一定しないが直径十四、五尺から三十尺以上に及ぶものがあつて一般に平地性、聚落的の住居跡と認められて居る。此等は如何なる時代に如何なる民族の居住した跡であるかは、頗る興味ある問題であるが、兎に角現代人の生活表面にあらざる一、三尺乃至數尺の地下に嚴然たる姿を残して居る以上、相當の年數を経たものであることが想像されるのである。かゝる遺跡が發見されると直ちに何年前のものであるかと質問されることが常であつて、此の欲望を充たす爲に遺物を見て大抵三千年以前のものだといふ風に答へる事は今日も猶相當に許容されて居るが、之は決して學術上左様に簡単に決定し得らるゝものではない。勿論それより以上に古いと認めらるゝものも多數あるし、又更にそれよりも新しい時代のものと認めらるゝものもある。此の問題は存在の場所に依つても異なるので、青森縣下のは川村遺跡からは石器に伴ふ縄紋式土器と共に宋錢(景德元寶)を出土した例もある。北海道に至れば更に時代が降下する。此種遺蹟の時代の判定には前述の如く其の遺跡の地表面よりの深さと、築造の地層も有力な根據となり築造の手法、其の用材、分布等も重要な資料となるが、更に住居跡内又は同一層位に包含される遺物の綜

合的研究に依つてより明瞭の度を加ふるのである。即ち住居址の牀上には大抵其の當時使用した土器や石器の類が散乱して居るのを常とする。然して其の土器は繩紋式土器と彌生式土器とに大別されるが大體から云へば繩紋式土器を包含するものが多く、彌生式土器のみを存するものは現在の處では極めて少數である。石器に於ても、石鏃、石斧、石棒、石皿、凹石、發火器石等を包含せるものがあり或は其の内の二、三種のみを發見せるものもあつて、其の石器の種類及び數量を異にする場合は多いのである。此等の繩紋式土器の様式紋様等に依る新古の別（前期、中期、後期）又は彌生式のそれ（前期、後期）と石器の種類、數量と遺蹟の構造様式とを綜合考察し若し遺物の中に人骨の存した場合にはそれ等の人類學的研究の結果に參照し、之を各地の同種の遺跡遺物並に其の分布状態等と比較研究して相對的の編年を試みるのである。然し現在の處では未だ材料も少く今後

續々發見される見込もあるので結論にはまだ距離があると認められる。出來れば今日まで發見せる住居址の集成圖録の編成が必要であらう。之れより各地に於て指定されて居る住居址の略解を試みることにする。（府縣市町村別指定石器時代遺蹟表參照）

東京府下の高ヶ坂石器時代遺蹟は大宇高ヶ坂の洪積層丘上にあつて、住居址と思はれるものは三個所ある。主として直徑七、八寸の礫石（河原石）を各橢圓形に敷きつめ其の内一個所の分には中央に爐が設けてある。石器並に繩紋式土器が發見された。

同府下船田石器時代遺蹟は低き丘陵上にあつて畑地の表面から約一尺四寸位の深さに礫石を略圓形に敷き中央に爐があり其の底部に口徑約一尺の繩紋式土器を用てある。又石敷の縁邊に近く繩紋式に屬する大形の長き甕を埋



器土式紋繩の見發址居住代時器石立戌

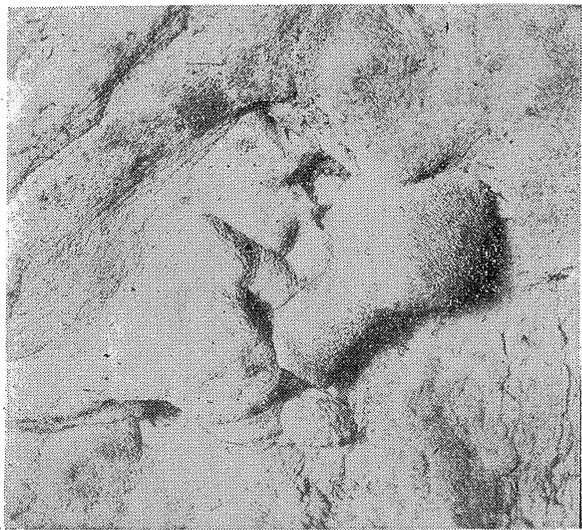
設してある。現今は保存の爲め埋められ居るから見る事が出来ない。

同府下西秋留清水石器時代住居址群は秋川の左岸臺地なる畑地の地下約二尺の處に數個發見されたもので各住居址は殆ど中央に爐趾を存し其の周圍に略同大の礫石を以て圓形若は半圓形に敷き詰め大なるものは其の直徑約二十尺あり又間仕切ある石圍を有するものがある域内より石器並に繩紋式土器を發見した。

同縣下川尻石器時代遺蹟は相模川に臨む臺地の一端小字谷ヶ原及び小字久保澤の地域内にある住居址群である。地域内に石敷の埋没を認めらる處三十二個所ある。今日迄發掘せられた處

五個所あり其の中三個所は最近の試掘に係り一は字谷ヶ原七百八十三番地の地域にあり東西約十尺南北約十七尺直徑一尺乃至五寸大の礫石を敷き中央に爐を設けたもの敷石の缺失せる部分ありて原形を確めること困難なるも略橢圓形を呈して居る。二は七百八十七番地の地域にあり石敷の移動缺失甚しく形状は明かでない。三は七百八十九番地にあり東西約九尺南北約二十一尺同じく一尺乃至五寸大の石を敷き詰め南端に近く二個の爐を設けてある。元此の地域の北方隣接地七百八十八番地の地域に石敷を存せしも既に取り除かれて

今は其の接續状態を明かにすることが出来ない。全體の地域に互つて多數の石器及繩紋式土器を發見した處である。



器土式生欄たれま包に華灰石内趾居住洞河龍

特に石を立て區劃した形跡も認められる。繩紋土器及び石器は區域内より發見されたから其の時代は推定される。

史蹟として指定された石器時代遺蹟

同縣下伊勢原八幡臺石器時代住居址は臺地に二個所あり各遺蹟は畑の地下約一尺七八寸の處にある。一は山王塚に存し扁平なる根府川石を略橢圓形に敷き南北の直徑約十九尺東西の直徑約十一尺あり中央に爐趾がある。一は宇宮ノ前にあり礫石を敷きたるものにして今は石敷の石を移動せし爲め其の全形を認むる能はざるも南北の直徑約二十八尺東西の直徑約三十八尺あり中心より南に片寄りたる部分に爐趾がある。何れも石器及繩紋式土器を發見した。

群馬縣下の瀧澤石器時代遺蹟は赤城山の裾野にあり東西に長き丘陵上にある住居址群である。火山礫層の下約二尺三寸の深さに數個所ありて各爐趾を存す。東京府竝神奈川縣下の礫林住居址と多少異なる點あるも爐の構造は略相等しく特に石器の種類に富み耳飾を發見し繩紋式土器破片は多數發見せられた處である。

長野縣下の成立石器時代住居址は三方峯の西南麓の畑地にある此地は海拔七百七十米突の高地で眺望は優れて居る畑地を發掘して直徑五間半略圓形の地域を石を以て劃せる部分を發見し追々其の中央を探ぐると爐趾があり之を繞つて大小不同の鐵平石を敷き詰めた部分二個所を發見した。猶其の一部に直徑約二尺位の石を敷き兩側に耳石を立てた入口と認むべき構造がある。

る點に於て我が國の古代民族の居住形式を徴する有力なる史蹟であるが其の鍾乳洞は亦地質學上よりも稀なる存在として天然紀念物として指定されたのである。私は大正七年六月越中大境洞窟を實査して日本海沿岸の洞窟住居址を初めて見た時以上に此の南海の洞窟を見た時の興味は忘れることが出来ない。然して其の發見の動機は越中大境のものゝ窟内の白山神社を再建せんとした結果であるが土佐の龍河洞は以前より洞窟の存在は知られて居つたが其の極限は未知であつた。然るに山内浩、松井正實兩氏苦心慘膽青年團員の決死の應援の下に遂に洞窟の極限を發見した。然して洞窟の極限たる上部の洞口は外方に通じ此の石灰洞の山體たる三寶山の頂上より約六十米突の下に位置する。此の洞口こそ古代住民の出入口であつたのである。然るに年所を経たる爲め此の洞口には大石充滿して其の存在すら知ることが出来なかつた。然るに決死の探險團員の一人は洞窟の下方の從來の入口より窟内に侵入して一夜を窟内に經過し翌日に至り漸く上部の洞口に近づき窟内に射入する微光を認めて外方に通じ得べきを察し、苦心慘膽大石を赤手を以て移動せしめて漸く身體を動かし得る程の穴を造り辛うじて外方に出て見れば最早日は既に暮れて其身は何處に在るかを知らぬことが出来ず我が村へ歸る途も知れなかつたと云ふ。此の苦心の結果從來我が

史蹟として指定された石器時代遺蹟

る。區域内には多數の繩紋式土器破片及び石器を發見した處である。同縣下寺ノ浦石器時代住居址は成立遺蹟の東南約四丁の處に小溪を隔てて存する。成立と多少異り巨岩の散在せる空間の適當なる場所を選びて略其の中央に爐を作つたもので他に繩紋式土器の腹部の半分を底部に利用した爐趾があり又別に石圍が一個所ある。區域内から繩紋式土器及び石器を發見した。

富山縣下の大境洞窟住居址は越中灣に面する海岸にある。海潮の侵蝕に依り凝灰岩質の地層に穿たれた洞窟内にある。洞窟の底部は數層を形成し其下層に繩紋式土器、上層に彌生式土器、石器、貝殻等を介在し又人骨も發見した。此等の層位的研究に依つて先史時代から此の洞窟に居住せし人類のあることを證することが出来る。住居址として指定されたのは之れが初めてである。

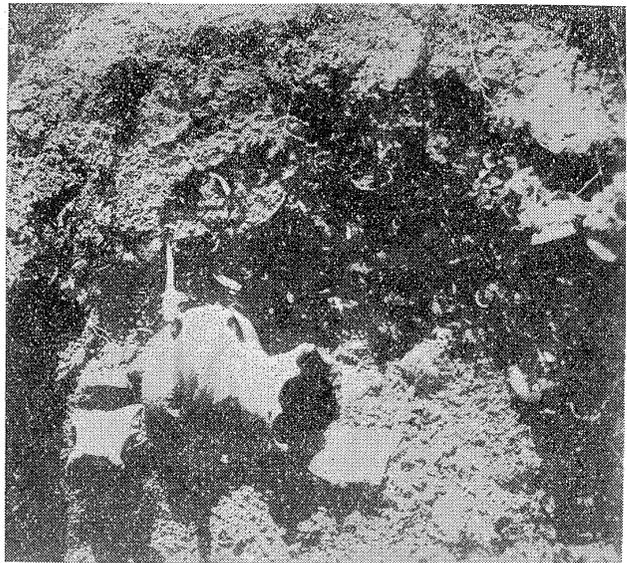
高知縣下の龍河洞は最近其の全貌を知ることを得た天然の鍾乳洞の上部入口に近く略三個の相連絡せる空間ありて住居址と認められ各部に彌生式土器を貯藏せし證據あり就中石灰華に包まれた彌生式の長頸壺は第三室の洞壁に近く横たはりて存し且つ中央室に爐趾の存在を認むべき所もあつて顯著なる洞窟住居址である。特に其の所在地は四國の南端土佐瀨沿岸區域に存す

が國に於て曾て知られなかつた南海の洞窟住居址が發見されたのである。然して此等の洞窟住居址は彌生式土器使用民族のものと認められるが同じ石灰洞内の住居址でも岩手縣あたりに存在するものは殆ど繩紋式土器ばかりである。我が古代民族を論ずる場合に此等と比較して考究する必要がある。昭和九年陸中赤澤村の舟久保石灰洞内の住居址(假指定)と認むべきものを踏査したが洞窟内の主要部は、濕潤で泥土充滿し且遺物を採集する爲めに多少攪亂した部分があるので遺跡の全貌を調査するに大なる困難を感じた。然し此遺蹟には人骨が一軀あり土器の貯藏所も略認められるから指定の價値はあらう。即ち遺跡發見の場合には現狀を變更せずして其の發見當時の全貌を撮影し測定し記載してから遺物の調査に着手する様にする事が肝要である遺物の用途の究明の如きも或る程度迄發見當時の存在位置を考慮して其の形態と併せ考へたら判明する場合が多からう。故に遺蹟の處女的な姿の完全な觀察といふことが如何に遺蹟の價値を左右するものであるかが明かである。

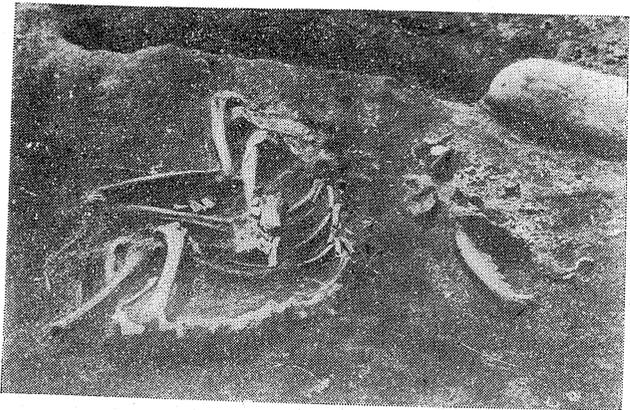
四

我が國に於ける貝塚の調査は明治十年米國人モールズ氏が來朝して大森の貝塚を發見調査され「大森介墟古物編」を公にせら

れてより、其の學術的調査は進み、坪井正五郎博士等の熱心に依つて有史以前(先史時代)民族に對する研究が隆盛になつて來たのである。貝塚は貝類の採集に適する處の附近に存すること勿論で多く海岸、河岸、湖沼岸等に沿へる丘陵上又は其の斜面に堆積して居るものである。貝塚は、當時の住民が日常食用に供した貝類の殘物たる貝殻を主とし、他の食料の殘骸や不用品を捨てた塵捨場である。内地には貝塚に關する古傳説もあり、諸所に其の地名が残つて居るが、それによつて往古より其の存在が知られて居つたことが察せられるのである。貝塚は其の所在地附近に住居があつたものと認めらるゝのみならず、往々貝塚の下にも住居跡が発見されることがある。廣大なる貝塚は、附近に當時の聚落の存在することを暗示するもので、之は前記の住居跡の聚落的群集狀態と併せ考ふ



べきものである。貝塚の分布は、關東地方が最多く、東京灣及び霞ヶ浦沿岸を主として東北地方では松島灣、大船渡灣附近、中部地方では渥美灣、伊勢灣、九州地方では有明灣附近に分布し、日本海沿岸には極めて少い。貝塚は其の形狀に依つて環狀貝塚、馬蹄形貝塚、壑濠狀貝塚、塚形貝塚等に分類されるが、更に貝殻の種類に依つて鹹水性貝塚、淡水性貝塚、鹹淡水混合性の貝塚等に分れるが、其の時代の判定は、出土遺物竝に包含層位に依つてなされるのである。貝塚の内には縄紋式土器又は彌生式土器と石器を發見するものが多いが、後世のものになると石器を見ず祝部土器を包含するものもある。之等は歴史時代に入るものである。貝塚の地域的調査と其の時代的系統の調査は、今後に行はるべき重要な題目である。遺物包含地は土器及び石器又は人骨等を出土する遺跡であるが、性質は略貝塚に等しく其の調査

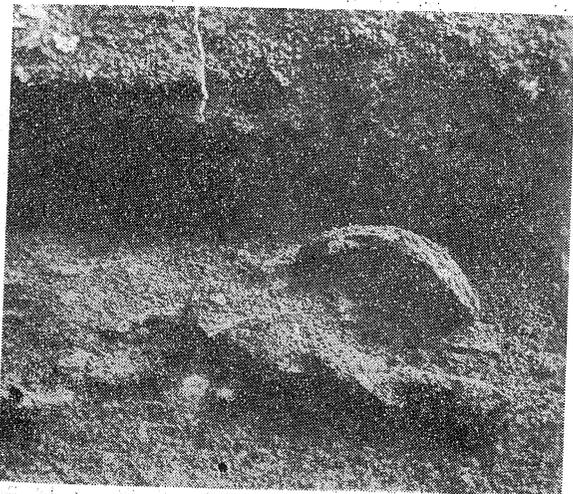


(約) 骨の族ヌイ見發塚貝日朝

は貝塚と同様に行ふべきもので、代表的な遺物包含地は、調査の上保存することが肝要である(府縣市町村別指定石器時代遺蹟表参照) 指定せられた貝塚と遺物包含地とを略記する。 千葉縣下の良文村。貝塚は同村來迎寺の境内に近き臺地の兩端海ノ内、羽ノ内、臺畑、榎

れて殊に貝層の厚さ十尺以上に及ぶものは頗る稀である。遺物は其の地の村々務所に陳列棚を作つて保存されて居るが、特に土器の種類に富み貝塚研究の好適地と認められる。福島縣下の新地。貝塚は丘陵の一端にある遺蹟で縄紋式土器及石器を包含し層位は一定せざるも約三尺内外に達して居る。從來發掘されたのは其の一部であつて猶舊態を存せる部分が多い附近(約一町)の手

長明神は本貝塚生成傳説に關して著名であるから(附)として指定せられたものである。貝塚の保存は此の如く一部は學術的發掘を経て



地 含 包 物 遺 宿 指

谷等の地域内に存し貝塚の群集地と認められる。貝殻層は表土下約一尺五六寸より二尺内外で、榎谷の部分は最厚く約十尺を算し他は二、三尺より五、六尺に及び縄紋式土器石器等の遺物を包含して居る。遺蹟は廣大で其の大部分は略完全に保存せら

史蹟として指定された石器時代遺蹟

其の報告文が提出され性質が明瞭となり他の大部分が舊形を存する場合に其の兩部分の地域を包含して指定する如きは意義ある方法と思はれる。此の點に於て良文村貝塚もその例である。岩手縣下の下船渡貝塚は大船渡灣に臨む丘陵の傾斜地に在る。層の厚さ略二尺から四尺で、表土畑地の爲多少貝層が攪拌せられて居るが石器、繩紋式土器、骨器及獸骨等を包含して居る。

同縣下の蛸ノ浦貝塚は大船渡灣の西岸俗に大久保と稱する丘陵に在る。層の厚さは略一尺五寸乃至六尺に及べる處がある。表土は畑地であるから多少貝殻層が攪拌せられて居るが石器、繩紋式土器、骨器及び獸骨等を包含し尙能く舊態を保つて居る。

同縣下の中澤濱貝塚は大船渡廣田兩灣の間に突出せる半島の南端廣田灣に臨める丘陵南北の兩斜面にある、砂土を以て覆はるる層の厚さは略六尺から十尺に及んで居る。層中に石器繩紋式土器骨器及獸骨を包含して居る。

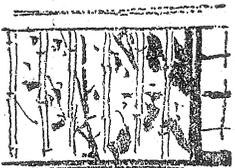
富山縣下の朝日貝塚は潟山東麓の緩き傾斜面にある。包含地の層位は表土の次に黒色砂質粘土層第一層次に赤褐色土層第二層黒色砂層其下は地盤である。貝層より獸骨、魚骨、石器、貝塚勾玉、玦状耳飾、有孔小石斧、繩紋式土器及び上層より彌生式土器を出し特に黒色砂層の下に爐趾あり又黒色砂層の上にも粘土牀の中央に爐趾ある住居趾が発見された點が著しい。

和歌山縣下の鳴神貝塚は花山の南麓に接續せる臺地の傾斜面より其の下の低平の地域に互つて在る。低平の地區は現今畑地となつて居るが嘗て水田となつて居た爲か發掘を免れ約五、六寸の地下に厚さ約一尺餘の貝層があり、石器繩紋式土器及び彌生式土器獸骨等を包含して居る。傾斜面は既に大部分發掘せられたのであるが、表面には貝殻、土器破片等が散亂して居る近畿地方では珍しい貝塚である。

島根縣下の講武貝塚は天明年間に開鑿した佐陀川の兩岸に跨りて存する貝塚である。地下約一尺乃至三尺の部分に貝殻、彌生式土器、石器、骨器、鹿骨鹿齒其の他の遺物を包含して居る。日本海沿岸地方の貝塚として著名である。

京都府下の函石濱遺物包含地は日本海沿岸の砂丘上に存し繩紋式土器も少量に存し彌生式土器、祝部土器を包含し石器、銅鏃、貨泉、古錢等を出土する遺跡で其性質の研究は從來難問題とせられて居る著名の遺蹟である。

鹿兒島縣下の指宿橋幸禮川遺物包含地は橋幸禮川兩岸の臺地にある部位によりて多少の差あるも概して表土より約二間の深さの部分に火山噴出物の層あり貝塚式土器を其下層に彌生式土器及祝部土器を其上層に包含し古代民族の棲息せる文化層(生括層)の變遷を見るに足る極めて興味ある遺蹟である。(終)



文教問答

一、問合はその要領を簡明に、記載すること
 一、封筒には宛名を「文部省内文部時報編纂委員」とし、その傍に「文教問答用」と朱書すること
 一、誌上発表の際匿名とするは差支無きも、問合書には官職(官職無きものは住所)氏名を必ず明記すること
 一、問合は無料とす

三

問 科学研究獎勵金交付申請の手續其の他に關する規程等は定つて居りますか。
 答 科学研究獎勵金は自然科學並に精神科學に關する諸研究に對し交付せらるゝものでありまして之が交付申請に關する規程は設けては居りませんが毎年豫算の成立と同時に高等專門學校以上の官公私の諸學校長に對し通牒を發し其の職員中特殊研究者にして獎勵金交付希望の向は研究項目及其の事績等を詳具して一定期限内に申請せしめ審査の上交付者及交付金額を決定することにして居ります。

二
 問 國際オリムピック大會へ本邦代表選手が何人程行かれますか。
 答 本邦代表選手が國際オリムピック大會に參加出場したのは、明治四十五年第五回大會がストックホルムに開かれたとき、二名派遣された

の始めてあります。其後第七回アントワープへ十六名、第八回パリへ二十名、第九回アムステルダムへ五十名、第十回ロサンゼルスへ百四十八名でありました。本年第十一回大會がベルリンで開かれるに就ては、役員選手合せて二百七十三名が大舉派遣せられます。即ち平沼選手團長を始めとし、本部より八名、陸上競技五十七名、水上競技五十七名、漕艇二十三名、蹴球十九名、籠球十四名、拳闘七名、ヨット六名、レスリング六名、體操十名、ホッケー十七名、馬術六名、冬期競技のスキー十七名、スケート二十六名であります。さうして冬期競技はガルミツシュで本年二月終りましたが、馬術漕艇の選手は已に出發しまして、六月一日には陸上のマラソン選手水上役員、漕艇役員が出發し、六月八日には陸上の男女選手が、六月十二日には水上の競泳選手が出發し、六月二十日に本部と右の他の選手全部が出發することになつてゐます。

問 私の村は村税の滞納が案外多いので前年度の小學校教員俸給を二ヶ月分未拂のまま、今日に至つて居るのであります。本年度の義務教育費に對する國庫交付金は前年度の俸給を支拂つても差支へありませんか。(某村収入役)
 答 國庫交付金は交付せし年度の教員俸給に對する國庫の分擔金でありますからこの金を直接前年度の教員俸給に充當することは原則上許されませんが、貴方の村は随分村税の滞納が多い様ですが一般歳出豫算の執行を圓滑ならしむる上から見て此際過年度の滞納を根本的に整理すると云ふことが焦眉の急と思はれます。或る村の如きは租税の事務に經驗ある方を滞納整理員として臨時に採用し専心これに従事せしめ着々其の實績を擧げてゐる村も相當多い様です。是非何んとか滞納整理案を確立し前年度の教員俸給未拂を皆消せしめて頂きたいものと切に望みます。

公 告

- △教員推薦廣告 (八七九)
- 一、教員トナル者ノ氏名 橋本忠次郎
 - 二、同上資格等 昭和十一年三月 關西學院文學部英文科卒業同年
 - 三、擔任シ得ル學科等 英語科
 - 四、希望スル地位並收入 不問
 - 五、希望スル學校ノ種類並所在地 男女中等學校 全國各地遠近ヲ不問
 - 六、右推薦者 關西學院文學部長 代理シ。ゼー。エル。ペーツ (八八〇)
 - 一、教員トナル者ノ氏名 望月庄次郎(三十歲)
 - 二、同上資格等 東京帝國大學文學部出身文學士英語科公民科修身科免許狀下附出願中
 - 三、擔任シ得ル學科目等 英語科公民科修身科
 - 四、希望スル地位並收入 月俸百圓内外
 - 五、希望スル學校ノ種類並所在地 城 男女中等學校、第一志望静岡縣、第二志望各府縣
 - 六、右推薦者 文部省秘書課 中村金藏

文部時報刊行計畫摘要

- 一目的 本省行政ニ關スル法令並ニ諸般ノ施設事項ヲ周知セシムルト共ニ所管ノ行政及教育機關等ノ聯絡提携ニ便ナラシムルヲ以テ目的トス
- 二内容 本時報登載事項ノ大要左ノ如シ
- 訓 令 省 法 律
 - 訓 令 省 令
 - 訓 示 告 告 告 諭
 - 訓 示 指令(例規トナ) 通牒(例規トナリ又ハ一般ノ參照トナルモノ)
 - 法 令 解 說 質 疑 應 答(本會ヨリ公文ニテ)
 - 任 免、陞 叙、敘、勅 勅 表 彰 復 命 書 及 報 告 書
 - 講 演、講 話、談 話 研 究 調 査 統 計
 - 人 事 公 告 告 告 寫 眞
 - 三編纂 文部時報編纂ノ爲編纂委員長並編纂委員若干名ヲ置ク 編纂委員長ハ文書課長ヲ以テ之ニ充テ編纂委員ハ文書課員中ヨリ之ヲ命ズ
 - 必要アルトキハ審査委員ノ意見ヲ求ムルコトアルベシ
 - 資料蒐集ノ爲省内各局課ニ文部時報報告委員ヲ置ク
 - 文部時報報告委員ハ各局部課ノ理事官、屬、囑託等ヲ以テ之ニ充ツ
 - 必要ニ應ジ直轄各部、各府縣其ノ他ヨリ資料ヲ求ムルコトヲ得
 - 四發行 本時報ハ菊版、每號約六十四頁、定價金貳拾錢ヲ標準トシ毎月三回一ノ日ヲ發行期日トス

定 價 表	
一部	金貳拾錢 送料共
一ヶ月	金六拾錢 送料共
六ヶ月	金參圓六拾錢 送料共
一ケ年	金七圓貳拾錢 送料共

●臨時増刊又は増大號發行の節は別に代金申受けますが、御注文は總て前金に願ひます。前金切りの場合は送本いたしません。

●廣告料は一頁五拾圓、二分一頁拾圓、四分一頁拾八圓とす。

●掲載頁數は審判部に於て委員を超過することを得ず。

●右文部省の御指定によつたものです。

昭和十一年六月十八日印刷刷本
昭和十一年六月二十一日發行

發行所 帝國地方行政學會
 東京市京橋區銀座西七丁目一番地
 電話號碼六〇六六一六六二、六六三番
 振替、貯金口座東京十三番

發行所 大谷仁兵衛
 東京市麹町區土手三番町十三番地
 電話號碼千六百七十番
 印刷所 大庭公平
 東京市牛込區西五軒町五十二番地
 電話號碼牛込二九六六番